

愛知県地域保健医療計画の見直しについて

1 国の医療計画作成指針等について

国において「医療提供体制の確保に関する基本方針」の一部改正（令和 5 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 149 号）、「医療計画作成指針」の全面改正（令和 5 年 3 月 31 日厚生労働省医政局長通知）が令和 5（2023）年 3 月に行われた。これを受け、平成 30（2018）年 3 月に公示した愛知県地域保健医療計画を見直し、新たな計画を策定する。

（計画期間：令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度）

【国の指針等改正のポイント（5 事業等推進部会審議事項分）】

（1）救急医療（県救急医療協議会）

- ・救命処置を実施することが可能となった医療機関で働く救急救命士においても、業務の質を担保する仕組みとして、救急救命士に対する研修と、研修体制等を整備する委員会の設置を義務づける。
- ・都道府県によっては、より効率的なドクターヘリの運航を行うため、近隣都道府県と協議し、都道府県境を越えて運航する広域連携を行う。
- ・救急隊が心肺停止傷病者の心肺蘇生を望まないといえられる事案の対応について、多くの消防本部で課題として認識する。
- ・新型コロナウイルス感染症のまん延時において、救急外来や入院病床の機能が制限され、救急患者の受入れが困難になる事案が増加した。この問題を解消するためには、消防機関と救急医療機関とが一体となり対応する必要があること。

（2）災害医療（県災害医療協議会）

- ・DMAT・DPAT 等の派遣や活動の円滑化や、様々な保健医療活動チームの間での多職種連携を進める。
- ・災害時に拠点となる病院、それ以外の病院が、その機能や地域における役割に応じた医療の提供を行う体制の構築を進める。
- ・浸水想定区域や津波災害警戒区域に所在する医療機関は地域と連携して止水対策を含む浸水対策を進める。
- ・医療コンテナの災害時における活用を進める。

（3）へき地医療（県へき地医療支援計画策定会議）

- ・医療機関が遠隔医療を実施するに当たっては、資金や機器等の整備を含む自治体からの支援が重要であることから、医療機関が必要なときに遠隔医療を活用したへき地医療を行えるよう、都道府県は必要な支援を行う。
- ・へき地医療拠点病院の主要 3 事業（※）の実績の向上に向けて、オンライン診療を活用し行った巡回診療・代診医派遣についても、事業の実績に含めることを可能とする。但し、全ての巡回診療等をオンライン診療に切り

替えるものではなく、人員不足等地域の実情に応じて、オンライン診療で代用できるものとする。

- ・へき地医療拠点病院の主要3事業（※）に遠隔医療による支援を加えた4事業のいずれの事業の実施もなかったへき地医療拠点病院については、経年変化も考慮し、都道府県が当該年度の現状を確認する。

※巡回診療、医師派遣、代診医派遣

（4）周産期医療（県周産期医療協議会）

- ・周産期医療関連施設は、NICU 長期入院児等が自宅に退院する前に、家族等が在宅ケアを行うための手技の習得や環境の整備をする期間を設けることで、医療的ケア児の生活の場における療養・療育への円滑な移行を支援する体制の整備を行う。
- ・社会的ハイリスク妊産婦への対応として、周産期医療に関する協議会等を通じて、市町村が行っている保健、福祉等に係る施策等について情報共有を図り、支援につなげる。
- ・新興感染症の発生・まん延時においても、地域で周産期医療を確保するため、感染症の罹患又は罹患が疑われる妊婦に対して産科的緊急症を含む産科診療を実施する医療機関について、地域の周産期医療に関する協議会等においてあらかじめ協議する。

（5）小児救急医療

- ・休日・夜間等に子どもの急病等に関する相談体制を確保することやその他の電話相談事業について、応答率等を確認し、回線数を増やすなどの改善の必要性を適宜検討する。

（6）在宅医療（県在宅医療推進協議会）

- ・地域の実状に応じた在宅医療の体制整備を進める。「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付け、適切な圏域を設定する。
- ・在宅療養患者の急変時に適切に対応するための情報共有や、看取りに際し本人・家族の希望に沿った医療・ケアの提供を進める。
- ・在宅医療における各職種の機能・役割の明確化。

2 スケジュール（予定）

各分野それぞれの会議において具体的な議論を行ったうえで、パブリックコメント、関係団体への意見照会を経て、法定の医療審議会医療体制部会及び医療審議会に諮り、今年度中に計画を完成させる。

年月	医療審議会等	5事業等推進部会	各会議
3月	医療審議会（計画の基本方針・構成等の決定）		
令和5年 4月			
5月			・へき地医療支援計画策定会議（第1回）
6月			・救急医療協議会（第1回）
7月	医療体制部会 （素案検討）		・災害医療協議会（第1回） ・周産期医療協議会（第1回） ・在宅医療推進協議会（第1回）
8月			・救急医療協議会（第2回） ・へき地医療支援計画策定会議（第2回）
9月		5事業等推進部会 （第1回）	
10月	医療体制部会 （試案検討）		・周産期医療協議会（第2回）
11月	医療審議会 （原案の決定）		・へき地医療支援計画策定会議（第3回）
12月 ～ 令和6年 1月	市町村、関係団体へ 意見照会・ パブリックコメント	5事業等推進部会 （第2回）	・救急医療協議会（第3回） ・災害医療協議会（第2回） ・在宅医療推進協議会（第2回）
2月	医療体制部会 （修正原案→案）		
3月	医療審議会（答申）		

3 5 事業等推進部会における審議項目

- ・ 5 事業

- 救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、
小児医療（小児救急医療を含む）

- ・ 在宅医療の確保に関すること

- ・ 保健医療従事者の確保に関すること